

セミナー・研修役務委託契約書

株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と玄海農財通商合同会社（以下「乙」という）とは、甲より乙に対する_____の研修役務（以下「本役務」という）の委託について、次のとおり役務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（総則） 乙は、本契約に定めるところに従い本役務を受託するものとし、甲は、乙に対し本役務を委託し、乙に対しその対価を支払うものとする。

②乙は、本契約および本契約とともに締結される別紙役務仕様書に従い、本役務を実施しなければならない。

③甲および乙が事前に書面です承した場合は、インターネット回線等を利用した講演・研修の配信サービス（オンライン）により乙が本役務を提供できる。ただし、この場合、インターネット回線、配信ツール、著作権、免責事項の詳細について別途にオンライン仕様書を定めて従うものとする。

第2条（権利義務の譲渡等） 乙は、本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

第3条（再委託の制限） 乙は、本役務の実施を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

②乙が、前項ただし書の規定により役務の一部の実施を第三者に委託する場合には、甲は、乙に対して、受託者の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

第4条（役務内容の変更） 甲および乙は、必要があると認めるときは、契約相手方に対して書面による通知により役務内容の変更を求めることができる。

②前項により役務内容を変更する場合において、履行期間もしくは契約金額を変更する必要があると認められるときは、甲および乙は変更後の履行期間および契約金額について協議するものとし、当該協議の結果を書面により定める。

第5条（免責） 乙は甲に対して、本役務に関して何らかの結果を保証するものではなく、また、乙に故意または重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとする。

②本条第1項前項において、乙の故意または重大な過失が認められた場合において甲が損害を被ったとき、乙は、甲が直接かつ現実に被った通常の損害を賠償するものとし、賠償額は甲が支払い乙が受領した役務委託料の額を上限とし、その具体的な賠償金額は甲および乙が協議した上で定める。

第6条（不可抗力） 天災地変、戦争、暴動、内乱、疫病その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関または通信回線の事故、その他甲または乙の責めに帰することのできない事由（以下、「不可抗力」という）による本契約または個別契約の全部または一部の履行遅滞または履行不能については、両当事者は責任を

負わない。この場合、甲乙協議の上、本契約または個別契約の全部または一部を解除または変更することができる。ただし、金銭の支払債務は、不可抗力によっても免責されない。

②当事者は、不可抗力発生後に遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、甲および乙は、通知後速やかに不可抗力発生の実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

③不可抗力が発生した場合でも、乙は合理的に実行可能なかぎり、本契約に定める義務の履行を続ける努力をするものとする。

④不可抗力により乙が履行期間に役務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲および乙協議して書面により定める。

⑤不可抗力に起因して、乙に追加的経費が発生した場合、乙の請求を甲が調査のうえ、甲が負担すべき額に対しては甲および乙が協議して、書面により定める。

⑥第1項により、乙が不可抗力が発生したと確認した日を起点として、不可抗力により本役務が実施できない日が60日以上継続した場合、甲は、少なくとも30日前に書面により乙に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

⑦前項により解除がなされた場合には、第9条の規定を準用する。

第7条（支払） 乙は、役務を完了したとき、甲に対し別紙役務仕様書に定める委託金額の支払を請求するものとする。

②甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書発行日から30日以内に、乙が指定する銀行口座に振込送金（振込手数料は、甲の負担とする）して支払うものとする。なお、支払期限日が銀行休業日にあたる場合における支払日は前営業日とする。

③前項にかかわらず、甲および乙が事前に合意した場合に限り、甲は乙に現金の手交により委託金額を支払うことができる。ただし、この場合、乙は甲に対して領収証を交付する。

④甲の責に帰すべき理由により、本条の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365日とする）3%の割合を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第8条（役務委託者の都合による中止） 本契約第6条によらない甲の事情より、乙が遂行すべき本役務が中止された場合、乙は本条第②項～⑤項により違約金を請求できる。なお、違約金の支払に関する条件は、本契約第7条を準用する。

②本契約成立後、役務提供予定日の10日前以内に中止した場合は、委託金額の全額

③本契約成立後、役務提供予定日の11日前～20日以内に中止した場合は、委託金額の50%相当額

④本契約成立後、役務提供予定日の21日前～40日以内に中止した場合は、委託金額の30%相当額

⑤本契約成立後、役務提供予定日の41日前以上に中止した場合は、委託金額の10%相当額

第9条（解除） 当事者は、以下のいずれかの条項に該当する事由があるときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

①当事者が振り出した手形または小切手が不渡事故を起こしたとき。

- ②当事者に差押え、仮差押えまたは競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
- ③当事者が破産、会社整理開始、会社更生手続開始または民事再生手続開始の申し立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
- ④当事者の解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- ⑤当事者が本契約に基づく事項を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。
- ⑥相手方に対して背信行為があったとき。
- ⑦相手方に公序良俗に反する行為があり、他方当事者が取引の継続を不当と認めたとき。

第10条（反社会的勢力の排除）当事者は、それぞれ相手方に対し、次の各項の事項を確約する。

- ①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ②自らの役員（取締役、役務執行社員、またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③反社会的勢力に自らの名義を利用して、この契約を締結するものではないこと。
- ④本契約期間が終了するまでに、自らまたは第三者を利用して、本契約に関する次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて相手方の役務を妨害するか、信用を毀損する行為

- ⑤当事者の一方が次のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告なしに本契約を解除できる。

ア 本条①項または②項の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 本条③項の確約に反して本契約を締結したことが判明した場合

ウ 本条④項の確約に反した行為をした場合

- ⑥前項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者が解除に伴い発生した損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないこととする。

第11条（資料等の取扱い）本役務遂行のために乙が作成したスライドや配布資料等（以下、「資料」という）の著作権は、本役務実施後も乙に帰属する。ただし、甲が作成して乙が使用した資料の著作権は、甲に帰属する。

- ②前項に関わらず、甲は、別段の定めのない限り、著作権が乙に帰属する旨を明記した上で、_____を目的とする、甲内部（甲の役員および従業員であり、関連会社や取引先は除く）に限定した使用に限り資料等を利用することができる。
- ③前項の場合において、乙が作成した資料、講義録（録音または映像媒体に固定されたものを含む）、研修要旨を利用して編集、加工、翻訳等を行うことで、甲が別の資料（以下、「編集著作物」という）を作成するときは、あらかじめ乙に対して内容確認の機会を与えなければならないものとする。
- ④乙は、甲から個別の承諾を得ることなく、乙が作成した資料を利用できるものとする。
- ⑤当事者が作成した資料を相手方当事者が利用する場合は、当事者が著作権者である旨の

著作権表示をおこなう。また、編集著作物を作成する際は、相手方当事者が編集者または監修者である旨の編集著作権表示を加えて併記するものとする。

⑥本条の各規定は、本契約を解除した場合についても、これを準用する。

⑦本条の各規定は、当事者の内部（役員および従業員）についても、これを準用する。

第12条（秘密の保持） 機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して当事者から他方当事者へ提供された技術上、営業上、人事上その他役務上の一切の知識および情報を意味する。

②当事者は、機密情報の取扱いに関する契約（以下、「秘密保持契約」という）を本契約とは別に別途締結することとする。機密情報の具体的範囲は、秘密保持契約で定めるところによる。

③本契約の締結以前に別に秘密保持契約が締結されている場合、当事者の合意により有効な秘密保持契約とみなすことができる。この場合、仕様書にその旨を明記する。

第13条（個人情報） 「個人情報」とは、乙が本役務を遂行するために、甲が乙に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、または個人識別符号が含まれる情報、並びにこれに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報であるものに限らない。

②甲および乙は、本役務の遂行に際して、個人情報を取り扱う場合には、それぞれ、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）および本契約の定めを遵守して、本役務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本役務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

第14条（協議事項） 本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、当事者が誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

②本契約は、日本法を唯一の準拠法として解釈される。

第15条（合意管轄） 前条によっても紛争が解決されない場合、本契約に関連する一切の訴訟管轄は、当事者のうち訴訟を提起した側の住所を管轄する裁判所とする。

第16条（契約期間） 本契約の有効期間は、20XX年XX月XX日より20XX年XX月XX日までとする。

②本契約の延長については、契約満了の1か月前までに甲および乙（以下、「当事者」という）が協議のうえ、契約期間を取り決めるものとし、別途書面にて契約を締結する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保管する。

契約締結日 20XX年XX月XX日

甲：〇〇会社〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
代表〇〇 〇〇〇〇（印または署名）

乙：玄海農財通商合同会社
福岡県福津市中央5丁目6-30
代表 石坂 晃（印または署名）

別紙研修役務委託仕様書 (本契約書第1条、第7条、第12条関連)

この仕様書は〇〇会社〇〇〇〇 (以下「お客様」という) が、玄海農財通商合同会社 (以下「弊社」という) に委託する_____研修役務に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名 「_____」

講義形式、 セミナー形式、 その他 (以下、必要事項について を付ける)

2 委託業務期間 契約締結日～20XX年XX月XX日 (研修終了日を起点にX日間)

3 委託業務内容

(1) 研修等のねらい・目的

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

(2) 研修等の概要

①開催期間 20XX年XX月XX日 (〇) ～20XX年XX月XX日 (〇) のX日間 (下記日程表による)

1日目 (20XX年XX月XX日)	2日目 (20XX年XX月XX日)

②研修時間 XX:XX～XX:XX (休憩XX:XX～XX:XX)

③開催形態 対面のみ: 〇〇会社〇〇〇〇本社〇〇〇室 (〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇)
 オンライン、 ハイブリット (以上の場合、別添オンライン仕様書も記入)

④受講人数 XX名程度

⑤研修内容 研修の目的に沿った内容とする、 その他 (_____)

⑥対象者 お客様の〇〇〇で〇〇～〇〇を主体とした〇〇担当職員

4 契約条件

(1) お客様が行う業務

会場設営: 映写機、 パソコン、 マイク、 演台、 その他 (_____)

募集案内、 参加者の申込・受付、 アンケートの作成・集計、 その他 (_____)

(2) 弊社が行う業務

①講師派遣とそれに係る各種調整 (カリキュラム調整、 各種手配、 研修中微調整)

②事前打合せ: 頻度: 〇回、手段: メール、 電話、 ウェブ会議、 対面

③研修に必要な資料等の準備

弊社作成分 : レジюме、 講演スライド (XX枚)、 その他提供資料 (XX枚)

お客様提供分: レジюме、 講演スライド (XX枚)、 その他提供資料 (XX枚)

④アンケートの配布・回収：お客様作成のものを研修時間内に弊社が配布し、回収後提出
不要、必要（X回分、提出時期：日程終了後、配布の都度、その他_____）

⑤報告書の作成
不要、必要（X枚程度、配布対象：参加者、その他_____）

5 経費について

(1) 役務委託料に含む内容

①講師謝金（待機時間や移動時間は含まない実働時間、端数は30分単位で切捨て・切上げ）

以下の弊社標準料金を使用する

講演 1時間 5万円、以降 1時間増加につき 1万円加算：計X時間=X万円

（講演 1時間ごとに15分の質疑応答時間を別に設定する→実質75分）

セミナー 1時間 4万円、以降 1時間増加につき 1万円加算：計X時間=X万円

（セミナー 1時間には、講師による30分の説明と、研修参加者による30分のワーク等含む）

お客様の内部規定により別途定めた単価表を使用する

謝金計算：講演X万円+セミナーX万円=X万円（消費税含む）

②教材の作成（印刷は含まない）に要する費用

作成言語：日本語、韓国語、その他（_____語、資料翻訳は別途実費請求）

③その他：各種調整・打合せ、アンケートの配布・回収、報告書作成にかかる費用

(2) お客様に別途実費をご負担いただく費用（契約締結前の見積書をもとに作成）

①講師の交通費（自家用車の距離料金以外は、領収証の写しを添付する）

自家用車による移動（片道：XXkm×20円+高速道路料金+駐車場料金） XX,XXX円

交通機関による移動（鉄道、航空機、船舶、その他） XX,XXX円

②講師宿泊料（X泊、領収証の写しを添付、国家公務員旅費規定） XX,XXX円

③教材の印刷（<白黒XX枚、カラーXX枚>×XX人分、領収証写し添付） X,XXX円

④教材の外国語翻訳（領収証の写しを添付） XX,XXX円

⑤通訳（逐語通訳、発表用口頭原稿は日本語で準備、領収証写し添付） XX,XXX円

⑥日当（移動に時間がかかるので、業務予定の前後の日に移動する場合） X,XXX円

合計 XX,XXX円

6 その他の特約事項

別添オンライン仕様書（本契約書第1条関連）

1 オンラインで行う研修方式の概要

ライブ配信、録画配信、その他（_____）

(1) リハーサルの有無：あり（かかった時間により謝金が加算されます）、なし

(2) 質疑応答とその方式

・質疑応答：あり（下の四角にもチェックしてください）、なし

質疑応答方式：参加者：テキスト送信・音声送信、弊社：テキスト回答・音声回答

(3) その他

オンラインのみで開催の場合、セミナー方式での役務提供はできないことを確認しました。

2 ライブ配信の場合（いわゆるハイブリット開催は除く）

(1) 講師出張：あり（お客様ご指定_____）、なし

(2) 別途実費について

上記「研修役務委託仕様書」と同じ、異なる（_____）

3 録画配信の場合

(1) 配信方式

オンデマンド方式（一定期間内であればいつでも見れるよう設置しておく方式）

疑似ライブ方式（あらかじめ撮影・編集した録画データを決められた時間に配信する方式）

(2) 韓国語での配信をご希望の場合

弊社では、韓国語で録画配信する場合は、講師肉声の配信ではなく、あらかじめ入力した文字情報を音声読み上げソフトで出力して提供する方法のみであることを確認しました。

4 ハイブリット方式の場合

本契約は、対面での研修が主体であり、それに付随してハイブリット方式で行う場合は、すべての通信環境等をお客様の責任で準備・確保することを確認しました。

5 すべてのオンラインによる役務に共通した確認事項

参加者への配信（および資料配布）環境確保はお客様が責任を持って構築し、万一配信等ができなかった場合も弊社はその責を負わず、委託料の減額をしないことを確認しました。

本契約において弊社がオンラインで提供するすべての資料・スライド・音声の著作権は弊社にあります。したがって、お客様は、研修受講者に対して著作権法の規定を遵守させるよう、注意喚起する責任があることを確認しました。また、著作権侵害事案が発生した場合、事案解決のため、お客様が弊社に研修受講者等の情報提供を行うことを約束します。